

第 11 期東京地方労働審議会第 3 回家内労働部会 議事録

- 1 日 時 令和 5 年 3 月 17 日（金） 午前 10 時から午前 11 時 20 分
- 2 場 所 東京労働局 九段第 3 合同庁舎 11 階 共用会議室 2 - 1 , 2 - 2
- 3 出席者 公益代表委員 2 名 家内労働者側代表委員 3 名 委託者側代表委員 3 名
- 4 議事録

深道部会長 それでは定刻になりましたので、ただいまから、第11期東京地方労働審議会第3回家内労働部会を始めます。私は、第1回家内労働部会から部会長を務めております深道でございます。改めて、よろしく願いいたします。

はじめに、事務局から、新型コロナウイルス感染症防止対策等について確認してください。

主任賃金指導官 新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用については個人の判断が基本となりましたが、引き続き、念のための防止に向けて、次の御協力をお願いいたします。お席に一つずつ消毒液を用意しておりますので御利用ください。マイクは事務局で消毒いたします。恐れ入りますが、マイク御使用の都度、事務局に御返却ください。

続けて、お手元の資料の確認ですが、本日は、「資料1」から「資料8(11)」まで、全147ページをお手元に配付しております。不足等ありましたら、事務局にお申し付けください。

深道部会長 次に、委員の交代と本日の出欠状況などについて、事務局から報告してください。

賃金課長 委員の交代につきまして、御報告させていただきます。家内労働者側代表委員であられました石崎克哉委員におかれましては、令和4年9月末日をもちまして、勤務先であるU A ゼンセン東京支部を定年退職されたため辞任されております。後任の委員としましては石崎委員と同じくU A ゼン

セン東京都支部の出利葉康隆様に残任期間を務めていただくため、今般、東京地方労働審議会臨時委員としまして、東京労働局長から任命させていただいております。

また、東京地方労働審議会、野川会長より、家内労働部会委員として指名されておりますので、御紹介させていただきます。出利葉委員です。

出利葉委員 出利葉です。よろしくお願いいたします。

賃金課長 続きまして、本日の出欠状況を御報告いたします。

主任賃金指導官 本日は公益代表委員の権丈委員が御欠席ですが、委員定数9名のうち8名が御出席ですので、地方労働審議会令第8条第3項により準用される同審議会令同条第1項に定める定足数である、全委員の3分の2以上、または各側委員の3分の1以上を満たしていることを御報告いたします。

賃金課長 審議会の運営につきまして、若干、補足説明をさせていただきます。

東京地方労働審議会運営規程第10条第1項には、部会長が本審委員である部会が、その所掌する事務について議決をしたとき、当該議決をもって審議会の議決をするとされております。深道部会長におきましては、当部会の本審である東京地方労働審議会の委員でございますので、この規程が適用され、当部会の議決が東京地方労働審議会の議決となります。

また、地方労働審議会令第8条第3項により準用される同審議会令第8条第2項には、議事はこの会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによると規定されておりますので申し添えます。

次に、議事に先立ちまして、労働基準部長の井口より御挨拶申し上げます。

労働基準部長 皆様、御苦勞様でございます。本日は御多忙のところ、家内労働部会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。皆様には家内労働行政の推進につきまして、平素から様々な御支援、御協力を賜っておりますことを、この場を借りて厚く御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

さて、本日でございますが、東京都革靴製造業最低工賃の今後の取扱ということ、それから家内労働行政全般につきましても、御審議いただくと

いうことにしてございます。革靴でございますが、現在、東京都革靴製造業最低工賃の改正発効が平成29年4月26日ということでございます。最低工賃新設・改正実施計画というものがございまして、これに基づいて令和元年度に御審議いただく予定でしたが、統計調査問題で延期となったわけでございます。その後、令和2年度の御審議で改正見送りとなって現在に至っているということでございます。この間、経済状況や産業構造が様々変化する中、委託者及び家内労働者を取り巻く環境も様変わりしているということでございます。委員の皆様方には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただき、部会としての御結論を導いていただきますようお願い申し上げる次第でございます。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

賃金課長 事務局からは以上です。

深道部会長 それでは、本日の部会は東京地方労働審議会運営規程第7条により準用される同規程第5条第1項により、公開の審議となっております。この件について、事務局から御説明をお願いいたします。

主任賃金指導官 本部会の傍聴について、令和5年3月3日から13日までを申込みの期間として本合同庁舎掲示板に公示し、併せて当局のホームページに掲載したところ、1名から傍聴希望の申込みがあり、これを認めました。

なお、議事録及び会議の資料は、東京地方労働審議会運営規程第7条により準用される同規程第6条第1項及び第2項により、原則として公開することとされております。

深道部会長 議事に入る前に、部会長代理の指名を行います。部会長代理は、地方労働審議会令第6条第6項により、公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長が指名することになっております。これまで権丈委員が部会長代理を務めておられましたが、本日御欠席のため、石毛委員を部会長代理に指名します。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事を始めます。「議事(1)「東京都電気機械器具製造業最低工賃について」に関して、事務局から御説明をお願いいたします。

賃金課長

それでは、東京都電気機械器具製造業最低工賃について、事務局から御説明をさせていただきます。「資料3(1)」を御覧ください。昨年3月14日及び5月23日、2回の家内労働部会を開催し、御審議をいただきました。ありがとうございました。そこでの結論を踏まえまして、昨年の6月13日付、東京労働局長から東京地方労働審議会宛て、最低工賃の改正決定について調査、審議する旨のお願いをする諮問をしております。この諮問を受けまして設置されました東京都電気機械器具製造業最低工賃専門部会におきまして、昨年9月8日から10月24日まで計3回にわたりまして部会を開催し、その結果、10月24日、現行の金額を単純平均しまして、引上げ率8.77%となる金額で改正することを適当である旨、答申をいただいたところでございます。

これを踏まえまして、東京労働局では所要の手続を経て最低工賃の引き上げの決定を行い、12月24日から新しい最低工賃の改正が発効となっております。東京都電気機械器具製造業最低工賃の改正を受けまして、東京労働局では記者発表を行ったほか、33ページのリーフレットを作成し、行政機関、関係団体等に送付をしました。また、労働基準監督署を通じて周知を図っているところでございます。なお、最低工賃金専門部会につきましては、地方労働審議会令第7条第3項に基づき、その任務を終了したときには、審議会の議決により廃止するものとされております。

また、この廃止がされておられませんので、本日、東京地方労働審議会運営規程10条1項において、部会長が委員である部会または最低工賃専門部会におきましては、その所掌事務について議決したとき、当該議決をもって審議会の議決とするとされているところでございますので、本日の部会で廃止の議決をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

深道部会長

それでは、東京都電気機械器具製造業最低工賃専門部会について、廃止ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

深道部会長 異議なしということで承りました。ありがとうございます。それでは東京都電気機械器具製造業最低工賃専門部会を廃止します。

次に、「議事（２）東京における家内労働の概況」に関して、事務局から説明をお願いします。

待遇改善指導官 はい、説明いたします。35ページに「資料４（１）」の「家内労働の現状」という資料がございます。こちらは厚生労働省本省が全国の家内労働の概況を令和４年10月時点で取りまとめたものになります。「２ 家内労働者（１）推移」を御覧いただきますと、全国の家内労働者の数が「95,108人」となっております。

36ページに「３ 委託者数」とありますが、こちらの「（１）」を御覧いただきますと、委託者数については、「7,017」となっております。前年度の調査と比較しまして、家内労働者数、委託者数ともに減少している状況でございます。

37ページのグラフを見ていただきますと、委託者数と家内労働者数の推移が出ているところでございます。

続きまして、45ページからの「資料４（２）」の「東京における家内労働の概況」を御覧いただければと思います。46ページの「１ 概況」ですけれども、令和４年10月１日現在、東京都内におきまして、家内労働者数は「8,596人」、委託者数は「802」となっております。

業種区分ごとに見ますと、48ページに「別表１」がございますけれども、業種別では、「その他（雑貨等）」の3,651人の家内労働者数が内訳としては最も多く、次いで「繊維工業」の1,759人となっております。全体としましては、令和３年度計と比べまして、委託者数は微増となっております、家内労働者数は150人ほど減少となっている状況です。

46ページに戻りまして、「２ 東京地方労働審議会」及び「３ 最低工賃」につきましては、先ほどの御説明にもありましたとおり、昨年２回の家内労働部会、そして９月からの３回にわたっての東京都電気機械器具製造業最低工賃専門部会を開催しまして、東京都電気機械器具製造業最低工賃の改正発効に至ったところでございます。

47ページの「４ 広報活動」につきましては、リーフレットなどの配布、

東京労働局のホームページへの情報の掲載、他機関への広報誌等への掲載依頼などを行っております。

「5 労災保険特別加入」につきましては、有機溶剤やプレス機械などを使うような特定の家内労働者の方は労災保険に特別加入をし、業務により被災した場合に労災補償給付を受け取ることができる制度になっております。

53ページの「別表6」を見ていただきますと、令和4年10月1日現在で加入者は72人となっております。加入団体数は12団体でございます。

家内労働安全衛生指導員の活動につきましては、現在、上野、池袋、向島労働基準監督署に各1名の指導員を配置しております。家内労働関係法令の指導を行っております。

56ページの「別表9」を見ていただきますと、「36」の委託者に対して、これを実施しまして、そのうち「23」の委託者に違反等があり、改善を指導しているという状況になります。

続きまして、57ページの「資料5(1)」を御覧いただきたいと思います。「第14次最低工賃新設・改正計画の実施について」というものを御覧ください。厚生労働省本省からの指示で、令和4年度からの3年間につきまして、最低工賃の新設・改正を計画的に実施することとされております。

59ページを御覧いただきますと、具体的な計画内容が示されており、東京労働局につきましては、令和4年度には革靴製造業、令和5年度には婦人既製洋服製造業、令和6年度には電気機械器具製造業の各最低工賃の改正について検討することとされております。説明は以上になります。

深道部会長
豊田委員

事務局の説明について、御質問、御意見があればお願いいたします。

ちょっとお聞きしたいのですが、家内労働の安全衛生指導員の指導結果ということで一覧を出されていますが、26条の委託状況届、これが全体で11件ほど出てないということで、これが出てないということは、要するに局として、行政として、いわゆる家内労働者の実態をつかむ上では、非常に肝のところだと思うんですけども、この辺が前からいろいろなところで問題提起しているんですが、何かよく改善されてないなという感じなんですけれど、この辺はどういうことなのかが一つですね。

それから、いわゆる全都的に家内労働者というのは分布されているかと思うんですけども、先ほどのお話だと、3署に配置されているということなんですけど、それはどういうことなのか、ちょっと教えていただければと。よろしくをお願いします。

深道部会長

お願いいたします。

賃金課長

最初の御質問の件でございますけれども、委託状況届の違反が多いことにつきましては、当該家内労働安全衛生指導員からも、ちょっと問題視をする意見を先日いただいたところでございます。東京労働局におきましては、委託状況届の督促を毎年行っておりまして、昨年度出したところにとどまらず、過去出したところなどについても、提出督促をしております。また、監督署等を通じて、委託状況届の提出についての広報活動などもしているところではございますが、また新年度に家内労働安全衛生指導員とも打合せをしまして、こういった状況で提出が漏れていたのかとか、そのあたりの問題点等を把握しまして、提出の徹底について努力したいと思っております。

あと2点目の3署というところでございますが、一応配置は3署なんですけれども、それぞれ管轄をまたいで活動できるようになっておりまして、基本的には東京都内全域を網羅しております。もともとは5署とか8署とかいた時代もありましたが、家内労働安全衛生指導員に対する予算が減ってきていることなどもありまして、現在は3署で、こちらには12月末で36件というふうになっておりますが、年間では60日、各署20日ずつということで計画をしております。また来年度もそのような予定ですることになっております。署をまたぐ事案についても、先日、内部の事務連絡を発出しまして、その署同士で混乱がないように、情報共有して進めていくというようなところで徹底を図っておりますので、3署の管轄の委託者、家内労働者だけの指導をしているというわけではないということでございます。

深道部会長

ありがとうございました。他の方は何かございますか。よろしければ、今の豊田委員の御意見を踏まえて、今度の行政運営に生かすようお願いいたします。

次の議題に入ります。次は、「議事(3)東京都革靴製造業最低工賃に

ついて」に関して、事務局から説明をお願いいたします。

待遇改善指導官 はい、御説明いたします。「資料5(1)」をもう一度御覧いただきますけれども、14次最低工賃新設・改正計画に基づきまして、今年度、東京労働局は革靴製造業の最低工賃の改正について検討することとされております。

61ページの「資料6(1)」を御覧いただきたいと思います。61ページは東京都革靴製造業最低工賃の推移になります。右端の令和2年につきましては改正見送りとなっております、平成29年4月26日に改正発効しました金額が、現在の最低工賃となっております。

めくっていただきまして、63ページの「資料6(2)」ですけれども、東京都の最低賃金の推移になります。表の右側には参考として、東京都革靴製造業最低工賃の改正発効日等を記載しております。指数が記載されておりますが、こちらは平成28年度の時間額を100として算出したものになります。

65ページの「資料6(3)」でございます。こちらは埼玉県革靴製造業最低工賃になります。

67ページの「資料6(4)」でございます。こちらは東京都における革靴製造業の最低工賃で、後ろのページには用語及び工程の説明について記載してあります。

続きまして、「資料7」について説明させていただきます。71ページから「東京都革靴製造業に関する家内労働実態調査結果」を掲載しております。

72ページを御覧いただきますと、「第1」には、調査内容について記載しております。「2(1)」にございまして、革靴製造業に係る業務を委託していると思われる「56」の事業者には調査票を送付いたしました。

また、家内労働者に対しましては「(2)」のとおりですが、労働局で氏名や住所まで把握はしておりませんので、201人分の調査票を事業者へ送付いたしまして、事業者から家内労働者に調査票を渡していただき、家内労働者から労働局宛てに調査票を返送してもらいました。

対象期間は「(3)」のとおり、令和4年6月1日から30日といたします。

した。

73ページからは調査結果を記載しております。委託者調査につきましては、「(1)委託者調査」の表の「(A)」にありますとおり、56箇所に調査票を送付しまして、回答のあったものが「(D)」の48件、このうち革靴製造の業務を行っているものが「(F)」の36件、このうち家内労働に委託をしているものが「(G)」の32件、さらにこのうち最低工賃に該当する業務を委託しているものが「(H)」の21件でした。また、「(H)」の21件の委託している家内労働者のうち、最低工賃に該当する業務を行っていて、東京都内に在住しているという家内労働者は「(X)」の36人ということでございました。

また、「(2)家内労働者調査」につきましては、調査票を委託者に送付し、回答のあったものが「(D)」の7件、このうち革靴製造の業務に関する業務を行っているものが「(G)」の7件、このうち最低工賃に該当する家内労働を行っているものは「(Y)」の2件ということでございました。

74ページに「第2」とございます。ここからは委託者調査において、最低工賃に該当する業務を委託している21件の委託者を対象としまして、集計を行いました。

「1 生産品目別委託者数」は、「紳士靴のみ」が5件、「婦人靴のみ」が11件、「紳士靴及び婦人靴」が5件でした。

「2 最低工賃適用の家内労働者(X)人数別委託者数」ですが、いずれも5人以下という規模でした。

「3 業務内容別最低工賃適用労働者数(X)」の労働者の36人について、「製甲」及び「底付け」の別、並びに「紳士靴のみ」と「婦人靴のみ」の別に分類いたしました。「婦人靴」の「製甲」の業務を行う人数が最も多く16人となりました。

「4」から「8」につきましては、最低工賃適用以外の家内労働者の方も含めて、「裁断」、「製甲」、「底付け」、「仕上げ」などの工程ごとに、「紳士靴」と「婦人靴」の表に分けまして、家内労働者数の規模別委託者数を集計いたしました。その際、「製甲」などの業務を「紳士靴」、

「婦人靴」のどちらも行うという家内労働者もおりますので、その方々については「紳士靴」と「婦人靴」のどちらの表にも計上しております。その結果、ほぼ全ての表におきまして、家内労働者数5人以下の規模となっております。

「9」の最低工賃が適用でない家内労働者も含めると計77人になりますが、このうち委託業務につきましては、「製甲」が27人、「底付け」が12人、「その他」が38人でした。

「10」の作業場所は、「自宅または自分の作業場で行う」が71人、「委託者の作業場に通って行く」が6人でした。

「11」の「専業型」、「内職型」、「副業型」の類型別では「専業型」が最も多く、55人でした。

「12」の1か月の工賃ですが、「5万円～10万円未満」と、「10万円～15万円未満」が最も多く、それぞれ23人でした。

「13」の委託する家内労働者数の変化につきましては、「変わらない」が最も多いのですが、「減った」も9件ありました。減った理由としては、次の76ページの「13(2)」になりますが、「家内労働者の高齢化」や「業務量減少」といったものでした。

「14(1)」の委託量の変化につきましては、「減った」が最も多く、11件でした。その理由は「14(2)」にありますとおり、「新型コロナウイルスの影響」、「受注量減少」、「人工皮革増加」といったものでした。

「15(1)」の工賃単価の変化につきましては、「変わらない」が最も多いのですが、「上げた」も8件ありまして、その理由は「15(2)」にあるとおり、「必要経費の値上げ」、「人手不足」、「消費税率の引上げ」、というものでした。

「16(1)」の時期による仕事量の増減については、「増減あり」が11件、「変わらない」が10件で、増減の内容は「16(2)」にあるとおり、「受注量の増減」が最も多く、8件でした。

77ページの「第3」からは、最低工賃に該当する都内在住の家内労働者で、先ほどの「(Y)」の2名に関する調査結果です。

「1」の表を見ますと、二人とも年齢は80歳以上で、経験年数は50年以

上60年未満と、60年以上に該当しております。

「2」の製品品目別では、「紳士靴」が1人、「婦人靴」が1人です。

「3」の委託業務別では、二人とも「製甲」でした。

「4」の作業場所別では、二人とも「自宅または自分の作業場」という回答でした。

「5」の「専業型」、「内職型」、「副業型」の類型別では、二人とも「専業型」でした。

飛びまして、78ページの「7」の「補助者の有無」につきましては、二人とも「有り」という回答です。

「8」の1か月の作業日数は、一人は「20日以上25日未満」、一人は「25日以上30日未満」です。

「9」の1日の作業時間数は二人とも「10時間以上」ということでした。

「10」の1か月の総工賃収入額は令和4年6月分で、一人は「10万以上15万未満」、一人は「25万円以上」です。

飛びまして、「12」の1か月に加工した靴の数は令和4年6月分で、一人は「200足以上300足未満」、一人が「300足以上400足未満」となっています。

「14」の仕事量の変化につきまして、二人とも「減った」という回答でした。

「16」の、工賃単価の変化につきましては、一人は「増えた」、一人は「変わらない」という回答でした。

続きまして、80ページからの「第4」は、委託者への調査による最低工賃に該当する業務の工賃単価です。

「(1)製甲 紳士靴」につきまして、現行の最低工賃額は「699円」となっております。工賃額についての回答は10件で、下の表の「ア」にありますとおり、工賃単価は「最低」で555円という回答から、「最高」で2,000円という回答までの範囲に分布しており、「中央値」は、825円になりました。必要経費につきましても「中央値」を出しましたところ30円ということになりました。

また、下の「イ」にありますとおり、1足当たりの作業時間の「中央値」

を出しますと、50分でした。工賃単価825円から必要経費の30円を差し引きまして、1足当たりの作業時間50分から、「1時間当たり想定工賃額」を算出しましたところ、「ウ」にあるとおり「954円」ということになりました。また、「エ」の「最低工賃を下回る工賃額の割合」は10社中1社でしたので、10%ということになりました。

81ページの「(2) 製甲 婦人靴パンプス」です。こちらにつきましても同様の計算をしております、工賃単価の「中央値」が650円、「1時間当たり想定工賃額」は「1,575円」となりました。「最低工賃を下回る工賃額の割合」は「30.8%」でした。

82ページの「(3) 製甲 婦人靴ショートブーツ」です。こちらの工賃単価の「中央値」は1,200円、「1時間当たり想定工賃額」は「1,222円」となりました。

83ページの「(4) 製甲 婦人靴サンダル」です。工賃単価の「中央値」は700円、「1時間当たり想定工賃額」は「1,454円」となりました。

84ページの「(5) 底付け 紳士靴」です。工賃単価の「中央値」は850円、「1時間当たり想定工賃額」につきましては、回答が得られない部分がありましたので算出はしておりません。

85ページの「(6) 底付け 婦人靴パンプス」です。工賃単価の「中央値」は700円、「1時間当たり想定工賃額」は「1,161円」、「最低工賃を下回る工賃額の割合」は「33.3%」となりました。

86ページの「(7) 底付け 婦人靴パンプス(ストム付き)」です。工賃単価の「中央値」は825円、「1時間当たり想定工賃額」は「1,658円」、「最低工賃を下回る工賃額の割合」は「50.0%」となりました。

87ページの「底付け 婦人靴ショートブーツ」です。工賃単価の「中央値」は890円、「1時間当たり想定工賃額」は「1,863円」、「最低工賃を下回る工賃額の割合」は「50%」となりました。

最後に88ページの「(9) 底付け 婦人靴サンダル」です。工賃単価の「中央値」は625円、「1時間当たりの想定工賃額」は「805円」となりました。

次の89ページからは、先ほど説明いたしました最低工賃の工賃単価の中

中央値の推移を表にしております。「令和2年度」の金額と比べて見ていただきますと、減額となっている項目はありませんで、4項目が増額、残りの5項目は変化なしといった状況でございます。

91ページからは工賃関係の項目になります。

「(1) 製甲業務のうち甲革の縁のすき作業別委託者数」につきましては「家内労働者」に委託しているという回答が最も多く15件でした。

「(2) 底付けの業務のうち、中底へのシャンクや中しんの取り付け作業別委託者数」につきましては、「取付け済を使用」という回答が最も多く、6件になっております。

「(3) 「飾り」の割合別委託者数」ですが、「20%未満」という回答が最も多く、11件でした。

「(4) 「デザイン」の割合別委託者数」は「80%以上」という回答が最も多く7件です。

「(5) 「牛革」の割合別委託者数」は、「50%以上80%未満」という回答が最も多く、9件となっております。

「(6) 家内労働者に費用の負担をお願いする費用別委託者数」は、「電気代」という回答が最も多く19件、次いで、「針代」が14件、「接着剤代」が10件となっております。

「(7) 使用している機械別家内労働者数」につきましては、「すき機」という回答が最も多く38人、次いで、「18種ミシン」が33人、「ポストミシン」が20人となっております。

「(8) 工賃単価を決めるとき最も重要視する事項別委託者数」につきましては、「同業者の工賃」という回答が最も多く12件、次いで、「法定の最低工賃」及び「会社の売上げ、利益率」が4件となっております。

93ページからの「第5」は、家内労働者への調査による工賃単価の回答です。都内在住の家内労働者2名を対象として集計いたしました。

「(1) 製甲 紳士靴」では、1名の回答がありました。工賃単価は880円、1足当たりの作業時間は160分、必要経費は400円ということでした。

「(2) 製甲 婦人靴パンプス」では、1名から回答がありまして、工賃単価は600円、1足当たりの作業時間は90分、必要経費は15円ということ

でした。

「(3)」以降については、回答がありませんでした。

少し飛びまして、97ページに「第6 最低工賃設定外の委託業務の状況」の調査結果があります。「1」の表は委託者からの回答で、「2」の表は家内労働者からの回答をまとめたものとなっております。

99ページに、「第7 委託者及び家内労働者の意見等の要旨」として取りまとめしております。

「資料7(1)」につきましては、以上です。それから101ページ以降は、「資料7(2)」としまして、この調査の調査票を付けております。

続きまして、「資料8 各種統計」について御説明をいたします。

117ページの「資料8(1)「東京の中小企業の現状(製造業編)」の要約」は東京都が発表した資料を要約したものです。

「1」ですが、総務省、経済産業省の資料等を用いて分析が行われたものとなっております。「1(2)」を見ていただきますと、都内製造業に係る事業者数は、2002年には全国3位でしたが、2019年には4位となっております。また、2019年には「従業者数」は全国8位、「製造品出荷額等」は全国16位、「付加価値額」は全国13位となっております。

「2」ですが、都内製造業の1万の企業に対するアンケート調査です。

「2(1)」では、都内の製造業のうち、革靴製造業を含んでいる「衣料・身の回り品製造業」につきましては、「従業者規模」は約8割が9人以下となっております。

118ページの「(5)売上高」では、年間売上高は製造業全体で「1～3千万円未満」が21.6%と最も高くなっていますが、「衣料・身の回り品製造業」は「500万円未満」が28.8%と、他の業種に比べて高くなっています。「(5)売上高 ウ」を見ていただきますと、3年前と比較した売上高の変化ですが、都内製造業全体で「大幅減少(20%以上)」が42.2%と最も高いですが、業種別に見た場合、「衣料・身の回り品製造業」で「大幅減少(20%以上)」及び「やや減少(20%未満)」を合わせた減少が約8割と、他の業種に比べて高くなっています。

次に、129ページの「資料8(2)」は、「東京都中小企業の景況(業況

DI・業況見通しDI)の推移」です。全産業の「業況見通しDI」は、前回の改正月であります平成29年4月と比べると、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年4月にかけて悪化しておりましたが、その後、令和5年1月までに回復してきております。このうち、「衣料・身の回り品製造業」の「業況見通しDI」も同様の動きとなっています。

次に、131ページの「資料8(3)」は、「東京都内の革靴の生産足数等(常用従業者10人以上の事業所)の推移」で、東京都内の革靴の「生産数量」は、「紳士用」では「平成28年」に99万8,960足でしたが、「令和2年」に51万4,994足まで減少しています。「婦人・子供用」では「平成28年」に103万2,340足でしたが、「令和2年」に56万3,574足となっております。

次に、133ページの「資料8(4)」の「毎月勤労統計調査結果の推移(革靴製造業関係)」で、「きまって支給する給与」の年平均月額の推移となっています。「平成28年」から「令和3年」までの間、「事業所規模5人以上」の場合、「(1)調査産業計」では32万円から33万円台、「(2)製造業」では38万から39万円台を推移しています。「(3)その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業」では、平成30年以降は大分類のみの公表となったことから数値を把握できませんが、「事業所規模5人以上」では「平成28年」は35万円代、「平成29年」は34万円台となっております。

次に、135ページの「資料8(5)」ですが、「東京都皮革・同製品製造業事業所数及び従業員数(従事者4人以上)の推移」です。事業者数を見ますと、「製造業総数」では「平成28年」に「10,789」でしたが、「令和元年」に「9,887」にまで減少しております。「皮革・同製品製造業」でも「平成28年」に「259」で、「令和元年」に「208」となっております。「従業者数」を見ていただきますと、「製造業総数」では「平成28年」に「252,315」でしたが、「令和元年」に「245,851」、「皮革・同製品製造業」では3,300人台から3,600人台で推移をしているという状況でございます。

次に、137ページの「資料8(6)」の「東京都の工業指数の推移」です。「平成27年」の平均を「100.0」としまして、「製造工業」の指数を見ますと、「令和3年」は「85.7」となっております。皮革製品工業の指数については「42.2」となっております。

次に、139ページの「資料8(7)」の「東京都皮革・同製品製造業現金給与総額・原材料使用額等・製造品出荷額等・付加価値額(従業者4人以上)の推移」です。こちらの数値は東京都の「東京の工業 工業統計調査」をもとに作成していますが、調査が令和2年の調査をもって中止しておりますので、「令和元年」が最新の数値、統計となっています。

次に、141ページの「資料8(8)」は「その他の製造業海外生産比率の推移」となります。

次に、143ページの「資料8(9)」は、「東京都の製造業労働者の賃金の推移(就業形態別)(事業者規模5人以上)」となります。

次に、145ページの「資料8(10)」は、「東京都の常用労働者の賃金の推移」となります。

次に、147ページの「資料8(11)」は、「消費者物価指数及び国内企業物価指数の推移」となります。

簡単ですが、資料につきましての御説明は以上です。

賃金課長

最低工賃の改正につきまして、御説明させていただきます。資料の説明が前後しまして申し訳ございません。「資料2(2)」の7ページに記載の家内労働法第10条ですが、こちらにおきまして、「都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。」とされているところです。本日は東京都革靴製造業最低工賃の改正につきまして、当部会で御審議いただき、御意見を踏まえまして、東京労働局長が改正の必要性を判断する予定としておりますので、ただいまの資料等に基づいて、この後、御審議いただければと思います。よろしく願いいたします。

深道部会長

今、事務局からの御説明を踏まえまして、東京都革靴製造業最低工賃の改正の必要性について、審議を行いたいと思います。

まず、家内労働者側委員から御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

豊田委員、どうぞ。

豊田委員

お配りいただきました資料にもありますように、最低工賃については実効性の確保を図る、そういう点では原則として3年をめぐりに実態を把握し

て見直しを行うということが述べられていて、そして、いずれにしても最低賃金との関係、いわゆる均衡を考慮せよということも言われております。そして、最近で言いますと、いわゆる物価が相当高騰して、今、マスコミでも報道されておりますけど、満額回答があるような回答が大手の企業からは出されてきているという点で言えば、中小はこれからということではありますけれども、その中小の、さらに下の、いわゆる底辺を支えている家内労働者、ここの底上げというのも、全体の底上げに大きな意味があるのかなということで、ぜひそういう方向で御検討いただければと。

それからもう一つ、いわゆるこの間、平成29年以降、革靴の最低工賃については、いわゆる改正が見送られたり、先延ばしされてきているということで、足かけ6年になるという状況もありますので、そういう点ではこの間、最低賃金は、先ほども言いましたように、上積みがされて15%余のケアがされてきていると。そういう点で言うと、最低賃金と比べても遜色のない最低工賃ならいいんですけど、率直に行って、最低賃金よりはかなり下回っているか上回らない、そういう最低工賃について、そういうことも総合的に勘案されて検討していただくということが大事じゃないかと。それから何よりも家内労働法の第1条で、いわゆる、この法律は工賃の最低かつ安全及び衛生その他家内労働条件に関する必要事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もって家内労働者の生活の安定に資することを目的とするということがうたわれておりますので、そういう点で、言行一致になるように御尽力を賜ればということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

深道部会長
出利葉委員

他の委員の方はいかがでしょうか。

出利葉でございます。今の豊田委員と若干かぶるようなところもあると思うんですけども、現在、私は労働組合の役員をやっておりまして、昨日、おとといには満額回答という形で、報道のとおり出てきておりますが、私どもの組織としては、やはり製造業の皆さんに関しては、しっかり価格転嫁をするような形での賃上げ交渉の中で、経営側に対しても、ただ単に賃金を上げるだけではなくて、価格転嫁をしないと。特に、私のいる組織は、作り手から売り手まで全てそろっている組織でございますので、どこ

かに負荷がかかって、どこかが賃上げができないとかというようなことがないような形の指導をさせていただいております。先ほど豊田委員からもありましたように、最低賃金が、最近ずっと上がってきております。昨日か一昨日の岸田総理の発言でも1,000円という発言がありますが、ただ単に上げればよいということではなく、どこかに負荷がかかるということ、我々労働者側としてもしっかり訴えてきているのが現状です。これから、中小、さらに零細企業のところに賃上げの結果が回ってきて、経営者の皆様のところに、結構プレッシャーがかかってくると思います。我々の組織としては先ほど言ったように価格転嫁をしていくということは必要だということ認識した上での要求を行っていることを御理解いただいている中で、このような家内労働者のところにも、十分な工賃が上がるようなということも我々としては望んでおりますので、どこかが一人勝ちするというようなことじゃないような形での取り組みをやっているということであり、工賃の値上げ等々についてもしっかり交渉していただければというふうに思っております。

深道部会長

はい、ありがとうございます。金子委員のほうは、よろしいですか。

金子委員

金子でございます。よろしく願いいたします。私も労働組合の役員をさせていただいております。主に電気機械業界です。先ほど出利葉委員からもありましたとおり、まずは大手を中心に満額回答ということで、非常に今年の春季交渉が注目を浴びているというところです。豊田委員、出利葉委員と内容がかぶりますので、簡単に済ませようと思いますが、やはり物価の高騰が著しいということは本当に御承知のとおりでありまして、組合員、働く人の生活というのに本当に影響が大きいというふうに思っております。ぜひ、今回の審議の中で、働く人のモチベーションの維持、向上とか、そういうところにつなげていくのは非常に大事だというふうに思っておりますので、いろんな議論をしながらということで、一つよろしく願いしたいと思っております。

深道部会長

ありがとうございました。続いては委託者側委員の御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。小野塚委員どうぞ。

小野塚委員

委員の皆様、事務局の皆様、どうぞよろしく願いいたします。今、労

働側の方の御説明がございまして、お話のとおりの部分があるかと思いません。ちょっと思うところを二つ、申し上げたいと思います。今、紙面におきまして、春闘満額の話が出ております。最低賃金と最低工賃の関係という部分もあるかとは思いますが、皆様方も御存じのとおり、今、回答が出ておりますのは大企業関係です。恐縮ですけれども、事業者の99.8%とか99.7%とか言われておりますが、中小企業の方が事業のほとんどですので、さらに最低工賃の関係は、失礼ながら、やっぱり先ほどおっしゃってられたように、より小規模の事業者の方の関係であるかなというふうに思っております。1月の調査で、銀行か新聞社だと思いますが、中小企業の方々に賃上げの予定はありますかという質問をした時に、何と7割の事業者が当時ですけれども、賃上げの予定なしと回答したという報道もありました。私どもも中小企業の方々に、毎月、アンケート調査、景況調査を実施しております。今、事務局のほうから御説明がありました委託者の方のアンケート調査にもありましたが、やはりエネルギーや原材料の価格高騰、価格転嫁に苦慮していること、最低工賃が引き上げられたこと、人手不足、それによりまして、労務費も大変以前に比べて上昇している、こういう状況にあるとも御報告があります。今、お話にありましたとおり、販売価格転嫁のお話もありました。私どものほうでアンケート調査を行っている製造業者の方の回答を御披露させていただきたいと思います。考え方を申し上げますと、原価が大変上昇しているため、収益が減収しており、利益を確保するのは困難である。お客との取引停止もやむを得ないとの思いで価格転嫁を行っている。今後、価格の維持をできるかどうか分からないというのが多くの意見です。こういった弊社の実情もお考えいただきながら、御検討願えればというふうに思います。

深道部会長 大変厳しい状況のようでございますが、ほかの委員の方はいかがでしょうか。清田委員、どうぞ。

清田委員 ありがとうございます。1点、質問と意見がありまして、質問については、この調査についてなんですけど、いわゆる今回調査の対象として、家内労働者は調査対象件数が「201件」で、こちらの発送については事業者から送っていただいていると。こちらの「201件」が確実に送られたのですか、

また、ちょっと回収状況が厳しい中で催促をいただいたですとか、そういった取り組みは行っていただいている状況でしょうか。

賃金課長 はい、御説明申し上げます。家内労働者につきましては、委託者を通して、委託者から家内労働者に調査票をお渡ししていただくという手法を取っております。督促等については、大変申し訳ないのですが、やっておらず、委託者にお任せしているような状況です。

清田委員 ありがとうございます。この実態を把握するといった意味で、家内労働者側の回答が2件という形であると、なかなか調査というよりは個別のヒアリングに近いような、個別意見という認識で捉えざるを得ないのかなと思っております。また、調査票を拝見いたしますと、しっかりと、この最低工賃の、この審議会で議論するための資料としてぜひ協力を願いたい。最低工賃の在り方について、しっかりと検討するための基礎資料とすると調査票にうたわれている中でも、回答があったのが2件ということ。今、事務局の方からいただきましたけれども、委託者からしっかり送られているかどうかという確認は今後、必要かもしれませんが、送られているという前提に立つと、201件のうち、こうした審議会に調査として協力をするというところは2件だったということが実態なのかなと思っております。今回、最低工賃という形で考える中で、最低賃金との、いわゆる連携を考えていけないといけないというところはあるかとは思いますが、いわば工賃であって賃金ではないと。1時間当たりの単価というのをどのように考えるかという時に、管理下でない形での工賃というのは、別の視点も出てくるのかなというところを感じております。

現在、フリーランス法ですとか、フリーランス取引法、また先ほど話がありましたけど、取引適正化、価格転嫁ということに対しては、非常に政府をはじめ、日本全体で今、取り組みを推進しようというところが動いていることかと思えます。このアンケートの調査が極めて少ない中で、また対象者も委託者が56件、いわゆる労働者も201件と、極めて少ない中。また、世の中的に、こういった取引適正化の流れがある中で、この最低工賃の制度の中で考えていくのか、一方、別のセーフティネットの中で考えていくのかということころは、今後、在り方について検討していくことも一つでは

ないかなということを考えております。言わば、回答状況の中で、個別、具体的なセーフティネットの在り方というところも考えていく必要があるかなということは考えております。一方、足元で非常に物価高というところがある事情は承知をしております。また、戻りますが、取引適正化ということを見ると、適正に、言わば働いた工賃というのが反映されていくというところが必要というところも十分承知しています。この制度の中で、するかどうかというのは、今後検討が必要になってくるのではないかなということを感じているところでございます。

深道部会長 ありがとうございます。高橋委員のほうはいかがですか。

高橋委員 事務局より詳細に御説明いただきましてありがとうございます。私も清田委員と同様に回答率の低さにちょっと驚いておりまして、この回答率の低さですと、本当の現状が全体的に把握できるのかというのが、いささか疑問を感じているところではあります。しかし、現在、歴史的な物価高も起きておりますし、こういった社会情勢などを踏まえると、この問題について前向きに検討しなければいけないのではという気もしますが、先ほど清田委員からもありましたとおり、本当にそれで根本的な解決になるのかという点にやや疑問に感じるころはございます。この部会でお話できることではないとは思いますが、セーフティネットの在り方ということも、ゆくゆくは検討していく必要があるのではないかと感じております。

深道部会長 ありがとうございます。今、両側の委員からお話を伺った感じだと、家内労働者側のほうは、上げたほうがいいのか上げるべきだという考えだったと思いますし、委託者側のほうの委員としては、そこまで上げるべきかどうか微妙だというお考えだというふうにまとめさせていただいてよろしいのでしょうか。物価は上がっていて、セーフティネットは別に考えるということはあったとしても、この家内労働法で最低工賃を上げるべきなのかというところを、今回決めたいと思っております。

 回答率は確かに低いのですが、先ほどの説明からすると、80代の方が二人で、年齢も80歳であると、なかなか御高齢の方たちで手作業のお仕事をされていて、この細かい調査票を見ただけでは、もしかしたら回答ができない年齢層の方かもしれないなというイメージも多少思ったりもしまして、

調査の仕方自体も、もう一度考えないといけないのかなというイメージは持ちましたが、今年はこれで拳がってきていますので、これについて改正をすべきかどうかということをおよびさんの御意見を踏まえて、決める方向で考えたいのですが、いかがでしょうか。率直におっしゃっていただいて、この状況で改正を見送るべきなのかどうかということですが、いかがでしょうか。小野塚委員から順番に伺ってもよろしいですか。

小野塚委員 ありがとうございます。今、一通り御意見をいただきました。およびさんの御意見に再度、委ねたいという部分もございしますが、委託者側といたしましては、本当に適正であるということが率直な意見でございます。

深道部会長 ごめんなさい。それはその金額が適正、金額について適正なところまでという御趣旨で、改正自体は了解しているという御意見という理解でよろしいのでしょうか。

小野塚委員 はい。

深道部会長 はい、ありがとうございます。そのように承りました。

清田委員 今回のこの制度の中で、現状を考えた時に、一定の改正はやむを得ないかなというところは受け止めており、繰り返しとなりますが、次回検討する際に、現状と変わらぬような実態の把握しかできないのであれば、今後の審議については、一定の検討が必要ではないかというところは申し上げておきたいと思ひます。

深道部会長 はい。

高橋委員 ありがとうございます。私も清田委員と同様の意見でございます。よろしくお願ひいたします。

深道部会長 ありがとうございます。改正の方向で考えていくことはやむを得ないという前提で、合意が取れたなと理解しました。ただし、3年後の、この改正の審議の時までに、実態調査の在り方というのをもっと工夫できるように何らかの手当をするように、ぜひ、事務局のほうにお知恵を絞っていただいて工夫できないか、皆様方にも現場から情報提供していただいて、何かいい工夫の方法があるかということをおしえていただく、それで、今後、法が予定している最低限の生活の安定を図ることができるかどうかという大切なシステムなので、ちゃんと実現できるようにアイデアを出していた

だきたいと思います。よろしく願いいたします。

豊田委員 それに関していいですか。

深道部会長 豊田委員、どうぞ。

豊田委員 事務局の方をはじめ、皆さんの尽力で改訂をしましょうということでの合意を得られたことに、まず感謝を申し上げて、参考意見を述べさせてもらいたいのですが、やはり調査について言えば、先ほど冒頭に私もちょっと意見を出したのですが、いわゆる家内労働者の実態をきちんと把握する、ここは一つ、肝かなと思っています。率直に言って、なかなかつかめない労働というのが実態です。そういう点で言えば、いわゆる委託状況届だとか、そういうものを本当に遵守してもらって、全体としてどういう現状になっているかをきちんと掴むと、そこを一つは御尽力してもらったらいいのかなと思っています。

埼玉労働局などでは、聞くところによりますと、最低賃金の改正に当たっては、いわゆる現在、革靴の最低賃金額の算出の家内労働者の方のリストを作って、それでやられてるという問題があるとか、それから東京都においては、少なくとも家内労働行政に関する機能を持ってやっけていらっやいますので、そこで百数十名とか二百名近い家内労働者のリストを持っています。そういうものを一手に、いろいろ難しい面もあるのかもしれませんが、協力いただくとか、あるいは、また、当会の家内労働者の団体等がありますから、そこを通じての調査のやり方とか、そういうのがあるのではないかと思うんですね、その辺を今後いろいろ御検討いただければというのが一つです。

それとあわせて、いわゆる革靴の改正について、これは専門部会でやるようになるかと思いますが、裁断の関係の最低賃金額が決められていないということで、裁断関係をやっている家内労働者から意見が大分出されて来ています。裁断、いわゆる製甲や底付けになる前提のところですね。いわゆる原皮のほうから、それぞれのパーツにいわゆる裁断をしていく加工業者がいるのですが、家内労働者が、ここはちょっと検討の余地があるのかなという点では、改めて社会的変化の下で、今までやってきたやり方だけだと、なかなか難しいのかなというのがあります。その辺の検討も含め

て、改正の中で今後検討いただけるのかなと思っています。

最後にもう一つだけ、実は、革靴の製造においては、メーカーに職人が通って、そこでいわゆる会社の設備や仕事場を活用して、会社の光熱費を使って、そこで仕様書に基づき、完成品までは作りませんが、大体底付けの工程の方がほとんどですが、通いの職人です。現状は産業というか経営者も厳しい状況でありますから、労働者という扱いにすると、社会保険料の負担とかいろいろあり、大変だということもあって、通い職人という形で、出来高で企業に勤めて、そこで、要するに時間で拘束されているのではなくて、一足いくらという単価で、出来高の加工賃をいただくという通い職人がおり、今、最大の問題になってきているのがインボイスの問題です。会社のほうは、いわゆる人件費じゃなくて、いわゆる物品等々で、いわゆる消費税の対象項目で支払っています。そうすると、その方々が登録業者にならないと、いわゆる仕入れ控除ができなくなり、業者のほうは、これをかぶることになります。とんでもない話だということで、先般も業界団体の方といろいろ打ち合せもしたのですが、業界としても、統一的にこうだというのが出せないのも、個々の企業さんに任せるしかないかということなんです。そういう点で、少なくとも通い職人については、東京労働局においても、これは基本的に労働者であるという見解と同時に、こういう曖昧な働き方というのは産業の近代化とか、それから産業そのものの振興の上でも、まずいのではないかということで、是正が求められているという問題もあったのですが、そういう点で、ぜひ、このインボイスの問題も含めて、その辺をきちんとしていってもらう必要があるのかなということで、通い職人が家内労働者という扱いになっているんです。東京においても、東京都政の中では家内労働の業者の中で、その通い職人も扱っているという、こんなこともありまして、その辺が非常にグレーな状況になってるわけなんで、何でもかんでも、きちんとするということではないんですけど、基本的にはそこら辺は明確にしていかないと、この産業の近代化の点からいっても、それから、もの作り産業を支え守っていく、そういう方々の基本的な最低限度の生活を維持していくことがやっぱり産業を育成していく上でも要になってきていると思うので、その点でぜひちょっと御

検討いただければと。これは要請というか、意見というか、この場でやることかどうか、あれなんですけど、よろしくをお願いします。

深道部会長

では、事務局からお願いいたします。

賃金課長

今の豊田委員の御意見について、事務局のほうから少し御説明をさせていただきたいと思います。調査の手法につきましては、御提案いただいた点を踏まえ、検討させていただきたいと思います。そのリスト等をお持ちの団体や行政機関等があるということは、従前から承知しているわけではございますけれども、過去におきまして、個人情報の取り扱いの問題がありまして、この調査に反映させないという形の運用をしてきたようでございますが、この個人情報保護と抵触しない形で実態把握のための実効性ある調査ができないのかということについて、事務局のほうで早急に検討したいと思っております。

次に、裁断についてですが、工程の見直しにつきましては、専門部会の方で御議論いただければと思っております。あと最後の通い職人の問題も資料の75ページの「10」のところで、委託者の作業場に行っているという方が77人のうち6人ということで、1割ぐらいいらっしゃるという実態も分かっております。メーカー側が家内労働者と呼んでおられますも、労働者性が認められる場合というのは、実態に応じてあるわけですので、労働者性が認められた方については、家内労働者と呼ばれていたり、委託契約を結んでいても最低賃金法のほうが適用になるという整理になっています。そのあたりを所掌している部署がありますので、本日の豊田委員からの御発言、御意見等があったことも踏まえて、しっかり指導等するようにということで伝達させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

深道部会長

ありがとうございました。いろいろな御意見が出て、次回の時までに変わっていけるといいなあというふうに思っております。最後になりましたが、公益委員の石毛先生、御意見を頂戴できますでしょうか。

石毛委員

公益委員の石毛でございます。それぞれの側の意見をお伺いしまして、現在の制度の建てつけからすると、先ほど部会長がおっしゃった方向でよろしいのではないかと私は考えております。やはり、先ほどもお話があり

ましたとおり、そもそもの家内労働法の趣旨から考えると、やっぱり生活の安定というのはとても大切なことであると同時に、一方で、産業もきちんと支えられていかないと、伸びていかないといけないという側面もありますが、その両方をにらみながら、改正をするのであれば改正をするという方向が一つの方向であるのかなというふうに考えています。

それから、これも今、委員の中でいくつか出ましたが、やはり仕事の仕方、与え方、それから、ものの作り方もそうですけど、やっぱりいろいろ変わってきつつあるので、家内労働法という言い方が本当にいいのか、先ほども通いの話が出ましたけれども、そもそもの制度の問題も若干出てきているのかなと感じます。

フリーランスの問題も少し出ましたし、あとそれから、ウーバーイーツではありませんけど、ああいう形で一つ一つのジョブをその都度与えてやっていただくような仕事も、とにかく増えてきていて、私は経営学の人間ですが、経営学でも結構そこら辺が注目されるようになってきております。仕事の与え方とか、それに対する報酬の与え方が随分変わってきているというのが、マクロ経済学とか、あるいはその経営学で結構、議論になっており、どういうふうに見ていけばいいのか、何がいいやり方なのか、労使環境もどういうふうを考えていったらいいのか、実際、我々の中でも結構、議論になっているところです。これは学問の世界の話ですけれども、恐らく制度的にも、それをどういうふう考えていくのか、報酬の与え方にしても、労使という言い方がいいのかどうか分かりませんが、そういう交渉のやり方であるとか、あと全体的としてのセーフティネットの在り方とか、そこら辺については、制度的に考えていかなきゃならない側面がかなりあって、この家内労働の枠組みだけであると済まない、さらに言えば、大きな枠組みの中で考えていかないといけない話が随分多くなってきているような気がいたします。

これを全部、事務局に投げるのは非常に大きな話なので大変だということは承知しておりますが、一応お願いとしてはこういうようなことを大きく考えていただく必要性が出てきますし、いろいろなところで考えていただく必要があるというような気が、今日の議論の中でもしておりますし、

私も今までの認識からも、そういうのが出てきておりますので、よろしく
お願いしたいということです。全体を伺っての私の意見と、それから私が
そもそも持っている意見をここで申し上げました。

深道部会長

ありがとうございました。私としましては、3年前とは随分、状況が変
わったのかなという印象を持っております。やっぱり社会は動いてますの
で、それに応じて皆様の現場の考えを反映した議論ができて、今回はよかつ
たかなと思っております。ぜひ、その辺を事務局のほうで上手に汲み取っ
ていただいて、次回に反映していただきたいと思います。よろしくお願
いいたします。

それでは、今後の行政運営に生かしていただくということをお願いした
ので、あとは東京都革靴製造業最低工賃の改正ということで、当部会の意
見として、諮問については最終的には東京労働局長の判断を参照すること
といたします。

それでは、「議事（４）その他」ですが、事務局から何かございました
ら、お願いいたします。

賃金課長

東京都革靴製造業最低工賃につきましては、本日の家内労働部会で改正
の方向でという御意見をいただいたかと思っておりますので、この検討結果を尊
重しまして、諮問の有無を検討させていただき、その結果につきましては、
改めて各委員の先生方に報告をさせていただきたいと思っております。なお、改
正の諮問を行った場合の流れでございますが、東京地方労働審議会会長よ
り、関係家内労働者及び関係委託者に意見聴取の公示を行うこととされて
おります。また、本日の家内労働部会とは別に、東京地方労働審議会の下
に、最低工賃専門部会が設置されまして、最低工賃の改正に関する調査審
議が行われる予定でございます。事務局からは以上です。

深道部会長

ほかに何も無いようでしたら、本日の審議はこれで終了といたします。
議事録につきましては、公益委員は部会長の私が、家内労働者側委員は豊
田委員に、委託者側委員は高橋委員、それぞれ確認をお願いいたします。
本日はありがとうございました。